

# 指定居宅介護支援利用 に係る重要事項説明書

## 居宅介護支援事業所 マイラシーク南郷

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(札幌市指定 第0170516322号)

令和8年6月1日

当事業所は、利用者に対して、指定居宅介護支援サービスを提供します。利用者に対するサービスの提供開始にあたり、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条に基づいて、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

※ 指定居宅介護支援サービスの利用は、原則として要介護等認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。ただし、要介護等認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. ご利用事業所の概要 .....        | 2   |
| 2. ご利用事業所の職員体制 .....      | 2   |
| 3. 事業の目的及び運営方針 .....      | 2   |
| 4. 営業時間等 .....            | 2   |
| 5. 通常の事業の実施地域 .....       | 2   |
| 6. 利用料金 .....             | 2~4 |
| 7. サービスの概要 .....          | 4   |
| 8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安 .....  | 4   |
| 9. 秘密保持 .....             | 4   |
| 10. サービスに関する苦情窓口 .....    | 5   |
| 11. 苦情解決の方法について .....     | 5   |
| 12. 虐待防止のための措置 .....      | 5~6 |
| 13. 緊急時及び事故発生時の対応方法 ..... | 6   |

# 重 要 事 項 説 明 書

## 指定居宅介護支援事業所 マイラシーク南郷

.....様に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 ご利用事業所の概要

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| ご利用事業所の名称 | 居宅介護支援事業所 マイラシーク南郷         |
| 介護保険事業者番号 | 札幌市指定 第0170516322号         |
| 所在地       | 札幌市白石区南郷通 14 丁目北 3 番 20 号  |
| 事業開始年月日   | 令和7年6月1日                   |
| 管理者名      | 齋藤 彰子                      |
| 電話番号      | 011-866-0800               |
| FAX番号     | 011-866-0801               |
| 開設法人名     | マイラシークライフサポート株式会社          |
| 法人所在地     | 札幌市中央区北2条東2丁目1番地16 ㊦㊦㊦札幌ビル |
| 法人代表者名    | 代表取締役 戸井 宣夫                |
| 電話番号      | 011-596-8001               |
| FAX番号     | 011-596-8771               |
| 開設事業所等    | サービス付き高齢者向け住宅マイラシーク南郷      |

### 2 ご利用事業所の職員体制

| 従業者の職種  | 員数   | 資格        | 勤務体制    |
|---------|------|-----------|---------|
| 管理者     | 1名   | 主任介護支援専門員 | 常勤      |
| 介護支援専門員 | 1名以上 | 介護支援専門員   | 常勤 1名以上 |
|         |      |           |         |

### 3 事業の目的及び運営方針

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な医療サービス及び福祉サービス（以下「居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。                            |
| 運営方針  | 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場たって、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務の遂行に努めるものとする |

### 4 営業時間等

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 営業日  | 月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝休日及び年末年始は休日とします。） |
| 営業時間 | 9：00～17：00                       |

### 5 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は次のとおりです。  
札幌市内全域

### 6 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、通常の事業の実施

地域内の方については自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、ご利用者から下記の料金をお支払い頂きます。この場合には、事業者からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を市役所の窓口へ提出して頂きますと、全額払い戻しを受けることができる仕組みとなっております。

**(1)料金**（介護保険制度から全額給付されます。）

|   |   |
|---|---|
| <p>I 指定居宅介護支援を受ける 1 月当たりの利用者数に、委託を受けて行う指定介護予防支援の利用者数に 1/3 を乗じた数を加えることとする。<br/>取扱件数が 1 以上 45 件未満<br/>要介護 1,2 月額 11,088 円<br/>要介護 3,4,5 月額 14,406 円</p> <p>II 取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 件未満の部分について算定<br/>要介護 1,2 月額 5,554 円<br/>要介護 3,4,5 月額 7,187 円</p> <p>III 取扱件数が 45 以上である場合において、60 件以上の部分について算定<br/>要介護 1,2 月額 3,328 円<br/>要介護 3,4,5 月額 4,308 円</p> <p>*利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合、所定単位数の95%を算定。</p> <p><b>【特定事業所加算】</b><br/><b>加算 I</b> 主任介護支援専門員を 2 名以上配置し、利用者の半数以上が要介護 3 以上である、常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置している等の場合に、5,298 円が加算されます。<br/><b>加算 II</b> 主任介護支援専門員を配置し、常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置している等の場合に、4,298 円が加算されます。<br/><b>加算 III</b> 主任介護支援専門員を配置し、常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置している等の場合に、3,297 円が加算されます。<br/><b>加算 A</b> 主任介護支援専門員を配置し介護支援専門員 常勤・非常勤それぞれ 1 名以上配置している場合 1,163 円が加算されます。</p> <p><b>【特定事業所医療介護連携加算】</b> 特定事業所加算 I～Ⅲのいずれかを取得し、かつ退院退所加算の算定に係る医療機関等</p> | <p>との連携を年 35 回以上行くとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年 5 回以上算定している場合に、1,276 円が加算されます。</p> <p><b>【初回加算】</b><br/>新規に居宅サービス計画を作成する場合又は介護度区分が 2 段階以上変更となる居宅サービス計画を作成する場合には、初回加算として左記に 3,063 円が加算されます。</p> <p><b>【入院時情報連携加算】</b><br/><b>加算 I</b> 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対し当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 1 月 2,552 円が加算されます。<br/><b>加算 II</b> 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は 1 月 2,042 円が加算されます。</p> <p><b>【退院・退所加算】</b><br/>医療機関等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成する場合に算定します。<br/><b>加算 I・IIイ</b> カンファレンス参加なし<br/>連携 1 回 4,594 円、連携 2 回 6,126 円<br/><b>加算 I・IIロ</b> カンファレンス参加あり<br/>連携 1 回 6,126 円、連携 2 回 7,657 円<br/><b>加算 III</b> カンファレンス参加あり<br/>連携 3 回 9,189 円</p> <p><b>【通院時情報連携加算】</b><br/>利用者が医師・歯科医師の診察を受ける時介護支援専門員が同席し、利用者の新進状況や生活環境を報告し、医師から必要な情報を受けただうえで居宅サービス計画に記録した場合。510 円</p> <p><b>【緊急時等居宅カンファレンス加算】</b><br/>病院等の求めにより居宅を訪問してカンファレンスを行い、サービス利用を調整した場合、1 月 2 回を限度として 2,042 円が加算されます。</p> <p><b>【ターミナルケアマネジメント加算】</b><br/>在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、当該利用者の心身の状況を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者へ提供し</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p><b>【介護職員等処遇改善加算】</b><br/> 介護職員等の資質の向上および処遇改善を図る為、厚生労働省が定める基準を満たし、以下の加算を算定します。<br/> 居宅介護支援費の所定単位数に各種加算を加えた額の2.1%</p> | <p>た場合 4,084 円が加算されます。(15 回以上の訪問。)</p> |
|--|--|

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,042 円を減額することとなります。
- ※ 40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

(2) その他の利用料金（全額が自己負担となります。）

- ①交通費 通常の事業の実施地域以外に居住の方については、事業所から通常の実施区域を超える 1 kmにつき 80 円を乗じた金額
- ②複写物の交付 利用者は、請求によりサービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。  
1 枚につき 白黒 10 円、カラー 50 円

7 サービスの概要

| 提供サービス            | サービスの内容  |
|-------------------|--|
| 要介護認定の代行申請        | ご利用者が要介護認定を受けるための役所への申請手続きを代行します。<br>代行の際には同意を頂きます。                          |
| 居宅サービス計画の作成       | ご利用者が受ける居宅サービスについて、ケアの目標と内容、サービス提供の方法、ご利用者の費用負担などを ご利用者や家族の方と相談しながら計画を作成します。 |
| 居宅サービスの実施状況の把握と調整 | 居宅サービスがサービス計画通りに実施されているか、また計画が適切なものであるかなどを、電話、訪問等により把握し、課題があれば調整をします。        |
| 居宅サービスの給付管理       | サービス利用票をご利用者に交付し、月毎にサービスの実績管理をします。   |

8 利用者の居宅への訪問頻度の目安

|                                      |
|--------------------------------------|
| 介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安 |
| 利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回        |

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

9 秘密保持

事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、別に定める個人情報保護規定に基づき、適切に取扱います。

前項の取扱いを担保にするために、職員が職員でなくなった後においても秘密の保持を厳守すべき旨を、職員との雇用契約に明記します。

## 10 サービスに関する苦情窓口

当事業所では、苦情申出窓口を設置して、ご利用者の皆様からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

当事業所における苦情解決責任者及び苦情受付担当者は下記のとおりです。

| 事業所名                  | 苦情解決責任者              | 苦情受付担当者            | 備考 |
|-----------------------|----------------------|--------------------|----|
| 居宅介護支援事業所<br>マイラシーク南郷 | マイラシーク南郷<br>施設長 川口 淳 | 主任介護支援専門員<br>齋藤 彰子 |    |

事業者に対する要望や苦情などは、下記の手順により速やかに対応いたしますが、所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、匿名でお申し出いただくこともできます。

## 11 苦情解決の方法について

### (1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

連絡先：マイラシーク南郷 〒003-0023 札幌市白石区南郷通14丁目北3番20号

電話：011-866-0800 FAX：011-866-0801

### (2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。苦情解決責任者は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。話し合いは、次により行います。ただし、苦情が匿名によってなされた場合には、次の内容を2ヵ月間以上事業所内に掲示します。

- (ア) 苦情解決責任者による苦情内容の確認
- (イ) 苦情解決責任者による解決策の提案
- (ウ) 話し合いの結果や改善事項等の確認

### (4) その他の苦情受付機関の紹介

当事業所にはなく、北海道社会福祉協議会に設置された「北海道福祉サービス運営適正化委員会」に苦情を申し立てることもできます。又、介護保険サービスに関しては北海道国民健康保険団体連合会総務部介護保険課苦情処理係でも受け付けております。

#### 【北海道福祉サービス運営適正化委員会】

・〒060-0002 札幌市中央区北二条西七丁目 かでる2. 7 3階

TEL 011-204-6310 Fax 011-204-6311

Eメール [tekisei@vesta.ocn.ne.jp](mailto:tekisei@vesta.ocn.ne.jp)

#### 【北海道国民健康保険団体連合会 総務部 介護保険課 苦情処理係】

・〒060-0062 札幌市中央区南二条西十四丁目 国保会館

TEL 011-231-5161 Fax 011-233-2178

※ 簡易な苦情等については、上記にかかわらず、随時、居あわせの職員にお申し出下さっ

て構いません。

## 12 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため関係諸機関との連携を図り、次の措置を講じます。また、介護支援専門員は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを札幌市に通報します。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待を防止するための虐待防止委員会の設置と定期的な開催
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

## 13 緊急時及び事故発生時の対応方法

緊急時及び事故発生にあたっては、ご利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、あらかじめ登録されている緊急連絡先等に連絡します。

あわせて、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、再発防止のための必要な措置を速やかに講じるものとします。

なお、事業者の提供する居宅介護支援サービスにおいて事故が発生し、事業者の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応します。

事業者は、次の内容の補償保険に加入契約しております。

- (1) 賠償事故の場合

|           |     |             |
|-----------|-----|-------------|
| 身体賠償・財物賠償 | 限度額 | 2億円（1事故につき） |
| 人格権侵害     | 限度額 | 5百万円（1名につき） |

## 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：011-866-0800

担当：齋藤 彰子 ・ 加藤 希

\*ご不明な点は お気軽にお尋ね下さい\*

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 マイラシーク南郷

説明者 職名 主任介護支援専門員 氏名 齋藤 彰子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署 名 利用者との関係 \_\_\_\_\_

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印